

平成29年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成29年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を平成30年1月29日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

委員定数 21名

現委員 21名

2. 出席委員 21名

(事務局) 5名

欠席委員 0名

3. 議案

議案第13号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について（1件）

議案第14号…非農地証明願の審議について（3件）

議案第15号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について

その他

開会 午後4時00分

事務局長（●●） 平成29年度第5回農業委員会定例総の開会宣言

本日の出席数は21名、在任委員は21名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員（17番 ●●委員 18番 ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第13号

（農地法第3条の規定による許可申請の審議について）

（1）権利取得者が町内

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡越知町●● ●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 301 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月24日事務局の●●さん、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第14号

（非農地証明願の審議について）

○受付第8号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●●字●●番● 面積 34 m²

地目は、台帳は畑・現況は建物敷地となっています。

転用された時期は平成20年頃

転用した理由及び現在の状況は、平成20年頃より建物敷地として利用しており現在は別の新築建物が建築されている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認は1月19日、●●さんと事務局●●さんと私で確認しました。写真をご覧ください。

この場所は平成20年に息子さんが家を新築し、平成28年にはお孫さんが家を新築しております。残った16 m²は雑草地となるためコンクリートを打設しており、今後農地への復旧は困難なためよろしく願いいたします。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第9号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、大阪府大阪市●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●●番● 面積 226 m²

仁淀川町●●字●●番● 面積 151 m²

地目は畑・現況は原野となっております。

転用された時期は平成 9 年頃

転用した理由及び現在の状況は、平成 8 年頃から耕作をやめ、平成 9 年頃から原野となって現在に至っている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認は 1 月 19 日、●●さんの子（●●さん）と事務局●●さんと私で確認しました。写真をご覧ください。

この場所は県道 18 号沿いにあり段差が 1 m 程度あるところで、現在は雑草が茂っている状況です。道路沿いについては夏場に虫が発生するため草刈りを実施している。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第 10 号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、吾川郡仁淀川町●●番地の仁淀川町農業委員会

土地の所在は、仁淀川町●●字●●番 面積 10642 m²

地目は、台帳は畑・現況は山林となっております。

転用された時期は年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、現在は山林となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 1 月 24 日に事務局の●●と行いました。写真を見て頂いたとおりかなり以前から植林が植わっており、農地への復旧は困難と確認してまいりました。審議のほどよろしくお願い致します。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

議案第 15 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について）

○受付第 7 号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、吾川郡いの町●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 57 m²

仁淀川町●●字●● ●●番● 面積 3 9 0 m²

地目は、台帳は畑、現況は休耕地となっております。

変更後の用途は、建設資材置場。

変更理由は、地域の建設業者の資材置場に利用する。地域には資材置場が少なく今後の事業発展において不可欠であるため。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 1 月 18 日に事務局(●●)と行いました。(写真を見て頂いたとおり)

現地は複数年にわたり耕作されていません。所有者であります「●●さん」に確認しましたら、今後も休耕状態が続く見込みだそうです。

また、用途変更後、周辺農地に悪影響をおよぼさないことを確認いたしました。

〔●●委員〕

この場合土地の地目はどうなるのか。この申請が承認された場合は地目変更がなされるのか。

〔事務局 ●●〕

今回の土地は道路に面しているため雑種地になる。

地目変更に関し、この委員会によりされるわけではなく農用地区域から除外を承認頂ければ、それを農業委員会の意見書として町より県へ除外申請を行い、その許可が出たら再度農業委員会へ転用許可の申請が提出され承認頂ければ、それを除外申請の際と同じように意見書として町より県へ転用許可申請し許可を頂ければこれにより地目変更がされることになります。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

〔事務局〕

特になし

〔●●委員〕

農地を雑種地などの地目へ変更した場合農地へ地目を戻す場合の手続きは難しいのか
農地以外の土地へなら住宅など建てても問題ないのか。

〔事務局 ●●〕

農地へ戻す場合の手続きは難しくない。逆に農地から他へ転用する場合の方が難しい。(農地法)
農地以外に関してはそのほかへ転用(住宅など)しても問題ない。

〔●●委員〕

今回受付第 1 0 号で非農地証明の審議をした場所は町有林なのか

〔事務局 ●●〕

町有地でなく個人の山林である。但し今回は、その付近で工事を実施するのに、当該土地が農地であった場合に工事を実施するのが困難なため、例外として申請者を仁淀川町農業委員会が申請を行った。

以上で平成２９年度第５回農業委員会を閉会する。

閉会 午後１６時４０分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●